

人権文化推進計画の各重要課題について 障害のある人に関する重要課題の進捗状況

近年の動向

平成 15 年度から、身体障害及び知的障害に関する福祉サービスにおいて支援費制度が導入され、行政がサービスの利用者や内容を決定する「措置」から、利用者がサービスを選択し、利用者とサービス提供事業者とが対等の関係に立って「契約」に基づきサービスを利用する制度に大きく変わり、自己決定、利用者本位の考え方が明確化された。

平成 18 年 4 月施行の「障害者自立支援法」の下では、支援費制度では対象外であった精神障害のある人も加えられ、身体・知的・精神の 3 障害を共通の枠組みでサービス提供する仕組みになるとともに、サービス体系が大きく再編された。さらに、同法の施行により、障害のある人の地域生活を支える仕組みの強化と就労支援の強化が今日的に重要課題として提起された。

また、発達障害を定義し、発達障害のある人に対する生活全般にわたる支援の促進等を図る「発達障害者支援法」の施行や、「障害者の雇用促進等に関する法律」の改正等による障害のある人に対する就労支援の強化、「学校教育法」の改正による特別支援教育の制度化のほか、平成 16 年改正の「障害者基本法」や平成 18 年 12 月に国連総会において採択された「障害者権利条約」に見られる、障害のある人の権利を保障し、自立と社会参加を促進する国内外の動きなど、各分野において法制度等の整備が図られている。

本市においては、平成 15 年 3 月に策定した「京都市障害者施策推進プラン」が平成 19 年度をもって計画前半期を終え、重点項目の取組等に一定の区切りがついたこと、またこの間に各分野において法制度等の整備が図られ、障害のある人を取り巻く大きな変化があったこと、さらには平成 18 年 11 月に実施した「京都市障害者生活状況調査」の結果等を踏まえ、平成 20 年 10 月に、計画前半期の後継プランとして、新規の取組や充実する施策を新たに設定して、「支えあうまち・京（みやこ）のほほえみプラン（京都市障害保健福祉推進計画）」（計画期間：平成 20 年度～平成 24 年度）を策定し、取組を進めている。

現状と課題

障害者自立支援法をはじめとする各分野の法制度等の整備が進められているが、障害のある人が地域で安心して日常生活を送り、自立と社会参加をより一層促進するためには、法制度等の理念を具現化するための取組が求められており、福祉施設や精神科病院からの地域生活への移行や福祉施設から一般就労への移行といった今日的な課題に対して積極的に取り組むとともに、必要な福祉サービスの適切な利用を支援することや、すべての人が利用しやすいまちづくり、ものづくり、情報、サービスを進める必要がある。

また、平成18年11月に実施した「京都市障害者生活状況調査」では、福祉施策への要望において、「障害のある人に理解と関心を持つ」や「精神障害やてんかんへの理解」の比率が、前回調査と比べて低下が見られるものの、依然として高い値となっており、今後とも幅広い啓発活動に積極的に取り組む必要がある。

主な取組内容及び実績

〔保育・学校教育〕

○障害のある児童の保育の充実

一人一人の子どもの発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境の下で、障害のある子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長できるような保育を展開している。

近年は、発達障害のある児童などの配慮を要する児童の受入れも増加傾向にあり、これまで本市独自に行ってきた保育士加配のほか、保育士のレベルアップを図る研修を実施するとともに、嘱託医や臨床心理士等による巡回相談など専門的な支援を行い、障害のある児童に対する援助の充実に努めている。

＜平成19年度実績＞

- ・障害児保育実施園数 256 園中 200 園
- ・保育所入所障害児数 入所児童 26,980 人中 695 人
- ・障害児保育巡回相談事業実績 1,579 件（民営の実績）
- ・障害児保育担当者研修会 （公営3回 民営5回）

○障害のある幼児児童生徒の教育の推進

平成16年度に市内の養護学校を、総合制・地域制の総合養護学校（現在の総合支援学校）に再編し、障害種別にとらわれず、児童生徒一人一人の障害状況や発達段階に応じ、多種多様なニーズにこたえる教育を行っている。

幼稚園・小中学校・高等学校に総合育成支援教育委員会を設置すると共に、総合育成支援教育主任を任命する等、LD等の発達障害のある幼児児童生徒への支援体制の充実に努めている。

＜平成20年度実績＞

- ・総合支援学校のセンター的機能として、相談・支援業務等を行う育支援センターにおいて、21年1月末現在、1672件の相談支援を行っている。
- ・総合育成支援ボランティア養成講座を実施し、21年1月末現在364名のボランティアを養成した。
- ・必要とする全ての学校・園にLD等の発達障害のある幼児児童生徒の学習補助等を行う総合育成支援員を配置した。（21年1末日現在 232校・園）

○総合支援学校高等部職業学科等における進路指導・進路開拓の推進

障害のある生徒の雇用をめぐる厳しい状況の中、白河・鳴滝総合支援学校の高等部職業学科において、働くための幅広い知識や技術を学ぶ教育を行い、就職を希望する生徒や保護者の願いの実現に向けた取組を推進するなど、障害のある生徒の進路指導・進路開拓に取り組んでいる。

<実績>

- ・ 巣立ちのネットWORKによる進路開拓・企業啓発の推進
障害のある市民のための雇用フォーラムの開催（20年11月5日実施）
- ・ 生徒一人一人の就職希望の実現を目指し、学校での授業と、企業での実習を組み合わせる新しい教育システム、デュアルシステムの推進。
- ・ 平成18年度卒業生及び平成19年度職業学科卒業生、2年連続就職率100%の達成。
- ・ 職業学科の平成21年度募集定員の拡大（白河総合支援学校32名→40名 鳴滝総合支援学校16名→20名）

〔自閉症児者等及びその家族への支援の充実〕

○発達障害者支援センターの設置

平成17年11月に京都市発達障害者支援センター「かがやき」を上京区待賢小学校跡地に開設し、発達障害（自閉症スペクトラム障害・注意欠陥／多動性障害・学習障害等）のある人と家族が地域で安定した生活を送ることができるよう、相談支援、発達支援、就労支援及び普及啓発・研修の4つの機能による事業を展開している。

<平成19年度実績>

- ・ 相談支援 468人、発達支援 84人、就労支援 28人、研修 57回

〔啓 発〕

○障害及び障害のある市民に関する理解を促進するための啓発活動

「障害者週間（12月3日～9日）」や「障害者雇用支援月間（9月）」などの機会を利用して、より多くの市民が関心を持ち、多彩な交流を図ることができる各種行事や啓発・広報活動を実施している。

<平成20年度実績>

- ・ 「ふくふくフェスタ～障害者福祉大会・福祉総合展～」の開催（12月）
- ・ 「京都障害者ワークフェア」の開催（9月）
- ・ 心の輪を広げる障害者理解促進事業における作品募集（7月～9月）
- ・ 「障害者週間」における街頭啓発キャンペーン（12月）
- ・ 障害者雇用促進啓発ポスターの掲示（9月）

○各種情報誌による啓発

<平成 20 年度実績>

- ・京都市こころの健康増進センターだより「こころここ」の発行（年 2 回）
- ・普及啓発リーフレット「こころの健康シリーズ」の発行
 - ⑦『大切な人を自死でなくしたあなたへ』
 - ⑧『自殺予防のために私たちができること』
- ・「あい・ゆーKYOTO」（平成 20 年 8 月号）に発達障害に関する啓発記事を掲載
- ・「ベーシック」（48 号／平成 20 年 12 月発行）に在宅就労に関する啓発記事を掲載

〔権利擁護システムの充実〕

○権利擁護対策の推進

「京都市高齢者・障害者権利擁護ネットワーク連絡会議」における関係団体との連携のほか、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の利用に関する啓発・広報活動を行うとともに、親族がいないなどの理由により成年後見制度の申立てが困難な場合に市長による申立てを行っている。

<平成 19 年度実績>

- ・パンフレットの発行
 - 「高齢者と障害者の財産と権利を守るために」
 - 「障害者の権利擁護ってなあに？ ～あんしん・あんぜんのために」
- ・障害者の成年後見制度利用に関する説明会及び相談会（年 3 回）
- ・法律相談 身体 27 件，知的 30 件，精神 31 件（40 人）
- ・市長による後見開始申立件数 5 件

〔精神障害のある市民の自立促進〕

○社会的入院解消のための退院促進支援

受入れ条件が整えば退院可能である精神科病院に入院している精神障害のある人の退院促進について、障害者自立支援法により策定が義務付けられた「第 1 期京都市障害福祉計画」に数値目標を定め、本市，府，障害者地域生活支援センター，精神科病院が連携を図り，退院を促進している。

<実績>

- ・平成 23 年度末までに減少を目指す数 281 人
- ・平成 19 年度末までに減少した数 84 人

〔社会参加・交流の促進〕

○コミュニケーション支援

視覚・聴覚に障害のある人のコミュニケーション手段として、点訳奉仕員や音訳奉仕員の養成や手話通訳者や要約筆記者の養成・派遣を行い、コミュニケーション支援を実施している。

＜平成 19 年度実績＞

- | | |
|------------|---------|
| ・点訳奉仕員養成講習 | 130 人 |
| ・音訳奉仕員養成講習 | 124 人 |
| ・手話奉仕員養成講習 | 523 人 |
| ・要約筆記者養成講習 | 53 人 |
| ・手話通訳者派遣 | 3,639 件 |
| ・要約筆記者派遣 | 339 件 |

○こころのふれあい交流サロンの運営

精神障害のある市民の地域交流や社交の場を確保するとともに、精神障害に関する地域啓発を推進するため、精神障害のある市民だけでなく、地域住民やボランティアが気軽に参加し相互に交流できる市民交流と憩いの場として「こころのふれあい交流サロン」を運営している。

＜平成 19 年度実績＞

- ・平成 19 年 10 月 1 日に左京区、山科区、下京区に新たに 1 箇所ずつ開設し、市内すべての行政区で運営を行った（16 箇所。うち 5 箇所は精神障害者地域生活支援センターに設置）。

○障害のある市民の就労支援

障害者自立支援法や改正障害者雇用促進法により障害のある人の就労支援を強化する諸制度の整備が図られている中、「障害のある市民の就労支援に関する調査・検討」で明らかになった現状や課題及び今後必要となる取組等を踏まえ、障害のある人が生きがいを持って働ける職場づくりを推進する。

＜平成 20 年度実績＞

- ・「障害のある市民の就労支援に関する調査・検討」の実施
- ・「第 15 回障害のある市民の雇用フォーラム」の開催

〔まちづくり〕

○バリアフリーに配慮した建築物の整備の促進

すべての人が安全で快適に利用できる都市の施設と空間が整ったまちづくりを推進するため、建築物を建築する際に、京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例に定める施設整備基準に適合するよう指導を行っている。

<平成 19 年度実績>

- ・ 条例に基づく協議件数 398 件

○旅客施設及びその周辺道路等の一体的なバリアフリー化の推進

京都市交通バリアフリー全体構想の中で選定した 14 の重点整備地区ごとに、「バリアフリー移動等円滑化基本構想」を策定しており、これらの基本構想に基づき、旅客施設及びその周辺道路等の一体的なバリアフリー化を推進し、「歩いて楽しいまち・京都」の実現を目指している。

<平成 20 年度実績>

- ・ 「東福寺地区バリアフリー移動等円滑化基本構想」策定
- ・ 「京阪藤森地区バリアフリー移動等円滑化基本構想」策定
- ・ 「伏見地区バリアフリー移動等円滑化基本構想」策定

〔ユニバーサルデザインの推進〕

○みやこユニバーサルデザインの推進

ユニバーサルデザインの考え方を踏まえて、できる限りだれもが利用しやすく分かりやすい、まちづくりやものづくり、情報やサービスの提供を、事業者や市民等との協働により推進している。

<平成 20 年度実績>

- ・ みやこユニバーサルデザイン賞の募集，表彰
応募総数 子どもアイデア部門 154 件
一般部門 45 件（うち失格 13 件）
表彰 子どもアイデア部門 大賞 1 件 / アイデア賞 8 件
一般部門 大賞 2 件 / 奨励賞 3 件
- ・ みやこユニバーサルデザインアドバイザーの派遣 派遣回数 5 件
- ・ みやこユニバーサルデザインフォーラム交流協働支援
京都駅調査
トイレのバリアフリー調査及びインターネットによる情報発信
- ・ 「みやこユニバーサル上映補助金」の創設 補助件数 6 件
- ・ 映画館におけるユニバーサル上映の促進 上映館数 3 館
- ・ 冊子「ユニバーサル上映をつくろう」の作成